メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
NU					地域	窓口
17	地すべり等	地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合	許可申請	県土整備部	東南村山地域	村山総合支庁
	防止法	は知事の許可が必要。		砂防・災害対策課		建設総務課
		・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、		(023-630-2633)		(023-621-8187)
		地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻			西村山地域	村山総合支庁
		害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)				西村山建設総務課
		・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助				(0237-86-8372)
		長する行為(政令で定める軽微な行動を除く。)			北村山地域	村山総合支庁
		・のり切又は切土で政令で定めるもの				北村山建設総務課
		・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作				(0237-47-8658)
		物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)の新築又は改良			最上地域	最上総合支庁
		・その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若し				建設総務課
		くは誘発する行為で政令で定めるもの				(0233-29-1376)
					東南置賜地域	置賜総合支庁
						建設総務課
						(0238-26-6069)
					西置賜地域	置賜総合支庁
						西置賜建設総務課
						(0238-88-8223)
					庄内地域	庄内総合支庁
						建設総務課
						(0235-66-5574)